

お知らせ

「一般名処方加算」について

現在、一部の医薬品の供給が不安定であり、また令和6年10月より後発品のある先発品を患者様のご希望を踏まえ処方した場合には、新たな患者負担が発生する制度が導入されています（医療上の必要性がある場合は除く）。

当クリニックでは薬局で患者様へスムーズに医薬品が提供されるよう、国の推進する一般名処方を実施しております。一般名処方とは商品名ではなく、有効成分を処方箋に記載することであり、有効成分が同一であれば薬局にて原則どの後発品も調剤可能とする方法です。

なお、医薬品によっては一般名処方できない場合がありますこと、あらかじめご了承ください。ご不明の点がございましたら、医師までご相談ください。



こうち内科・内視鏡
クリニック